

静岡県告示第299号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

静岡県知事 川 勝 平 太

1の表中

「静岡県賀茂振興局		「静岡県賀茂地域局	
静岡県東部危機管理局		静岡県東部地域局	
静岡県中部危機管理局	を	静岡県中部地域局	に改める。
静岡県西部危機管理局」		静岡県西部地域局」	

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。